

令和7年度(2025年度) 随意契約一覧表(市民部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民総務室	弁護士派遣業務 (法律相談)	弁護士による金銭貸借や 相続、離婚、交通事故な ど法律上の問題(民事全 般)に対する相談業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区西天満1丁目 12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣につき 31,830円 執行予定総額 9,198,870円	民事全般に係る法律相談を取り扱うことができる権限は、弁護士にのみ与えられています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができません。大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書にそった弁護士の派遣が可能であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	住民基本台帳ネットワー クシステム運用業務	住民基本台帳ネットワー クシステムのCSシステム に関わる業務アプリケー ション適用、プログラム修 正、ウィルスソフトの更 新、定期点検などを行う 業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁 目2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	6,951,120円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な運用を行うため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民課	SJ共通基盤の入れ替えに 伴う吹田市住居表示台帳 システム調整及び移行業 務	吹田市住居表示台帳シ ステムにおける新共通基 盤への移行及びバージョン アップ作業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区天満 橋1丁目8番30号 アジア航測(株)大阪支 店	8,206,000円	本システムは契約の相手方が開発・構築したものであり、現行の共通基盤から新たな共通基盤へ移行させるための調整及びバージョンアップを行う本業務では開発者しか有しない知識を必要とするため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	市民課	MICJET電子書籍AI検索 サービス 戸籍 導入及び 利用	戸籍事務に関する電子書 籍のAI検索サービスを本 市にて利用するための設 定作業及びサービス利用	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁 目2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	2,640,000円	戸籍事務に関する電子書籍検索サービスであり、AI機能が搭載されているサービスを提供できる事業者が契約の相手方しかいないため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	市民課	令和7年度住民記録シス テム等振り仮名法改正対応 業務	戸籍への振り仮名記載に 伴う住民票への振り仮名 記載に対応する住民記録 システム等の機能追加の 令和7年度分作業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区城見2丁 目2番6号 富士通 Japan(株)関西 公共第二ビジネス部	7,095,000円	本システムは契約の相手方が開発したものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	交流活動館	吹田市総合生活相談 事業等委託業務	・総合生活相談事業 ・総合生活相談事業の 実施に係る広報、 啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整 会議の運営	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番 2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	9,204,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。(随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

7	交流活動館	吹田市人権ケースワーク事業委託業務	・人権ケースワーク事業 ・関係機関の連絡調整	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	3,431,000円	本業務は地域に密着し、人権の視点を第一とすることが重視されるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号 株式会社東急コミュニティー 東海・西日本支社 西日本事業部	14,848,680円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ルーム及び大ホールの2施設で構成されています。千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っていますが、設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当。)
9	市民自治推進室	吹田市立竹見台多目的施設管理業務	吹田市立竹見台多目的施設の管理及び事務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市竹見台3丁目3番1号 吹田市立竹見台多目的施設運営委員会	5,267,037円	竹見台多目的施設は、南竹見台小学校跡の本格的利用が決定するまでの間、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、暫定的に吹田市関連の諸事業及び市民の集会等の用に供するため設置された施設です。 施設の運営にあたっては、住民や地域団体等と協働で行うため、当該地区に所在する自治会、青少年対策委員会、福祉委員会等の団体に、学識経験者や公募市民を加えて施設運営を目的に設立された「吹田市立竹見台多目的施設運営委員会」に管理を委託することが、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的、効率的に達成できることから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの同号(2)エ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)

5月分については対象案件はありません。

6月分については対象案件はありません。

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民課	吹田市市民課業務一部委託業務	(1)住民異動届出や各種証明書発行に関する受付や書類不備の確認等の定型的な業務(窓口増設を含む) (2)AIチャットボットの導入 (3)フロア案内業務 (4)おくやみコーナーの導入	令和7年7月15日から 令和12年11月30日まで (令和7年7月15日)	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 キャリアリンク(株)	1,605,271,800円	本業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式による契約候補者の選定を行った結果、契約の相手方が最優秀提案事業者として決定したため (吹田市随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

2	市民課	吹田市戸籍システム再構築・標準化に伴うコンビニ交付システム対応業務	令和8年1月に戸籍システムが標準準拠システムに移行することに伴う、戸籍証明書をコンビニ交付で発行を行うために必要となるコンビニ交付システム側の対応業務	令和7年7月30日から 令和8年1月31日まで (令和7年7月30日)	大阪府大阪市北区大深町5番54号 富士通Japan(株) 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	10,953,250円	本システムは契約の相手方が開発したものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)
3	市民自治推進室	吹田市立千里丘市民センター多目的ホール舞台吊物機構修繕	吹田市立千里丘市民センター多目的ホール舞台吊物機構の修繕	令和7年7月28日から 令和8年3月31日まで (令和7年7月28日)	大阪市北区池田町1番43号 三精工事サービス株式会社	10,087,000円	吹田市立千里丘市民センター多目的ホールに設置されている舞台吊物機構は、三精工事サービス株式会社が独自の技術で設計・設置したものであり、安全かつ良好な運転状況を維持するため、同社により定期的に保守点検が実施されております。そこで、当装置の特殊性を熟知していること、交換修繕用の機器・部品類について迅速確実に確保できること、同等の設備の保守点検を実施している業者であっても、他社であれば交換用の機器・部品類の確保等に問題があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、三精工事サービス株式会社と随意契約するものです。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】に特定のものでなければ当該役務を提供することができないときに該当)

8月分については対象案件はありません。